公開実用　昭和50－　7985

実用新案登録願

昭和48年5月21日

特許庁長官　三宅幸夫　殿

1. 考案の名称

　　自動問診装置（ジドウモンシンソウチ）

2. 考案者

　　住所　京都市中京区西ノ京桑原町（ナカギヨウクニシノキヨウクワバラチヨウ）1番地

　　　　　株式会社島津製作所三条工場内

　　氏名　井上（イノウエ）　進（ススム）　ほか3名

3. 実用新案登録出願人

　　住所　京都市中京区河原町通二条下ル一ノ船入町378番地

　　名称　（199）株式会社島津製作所

　　　　　代表者　上西亮二

4. 代理人

　　郵便番号　541

　　住所　大阪市東区横堀5丁目16番地 中甚ビル内

　　氏名　（7045）弁理士　縣　浩介

　　電話　06 251 5877, 06－692－6774

48－059769

明　細　書

1. 考案の名称

自動問診装置

2. 実用新案登録請求の範囲

問診事項とその答とを映写するスクリン上の上記各答の近傍に発光表示を現わすように配置された表示部と、上記スクリンの手前被検者の手もとに配置され上記問の答の番号と対応させた押ボタンと、上記表示部と上記押ボタンとを一対一対応で結合する表示部駆動回路とよりなる自動問診装置。

3. 考案の詳細な説明

本考案は被検者が操作をし易いようにした自動問診装置に関する。

自動問診装置はスクリンに問いとそれに対する幾つかの答が投影され、答には番号がつけてあつて、被検者は自分が該当する答の番号を表わしているボタンを押すようになつている。どのボタンを押したかを確認できるためにボタンと対応する番号を表示するランプが点灯するようにしてある

所でこの押ボタンとランプとの位置に関して従来は押ボタンとランプとの対応関係を重視して互に対応する押ボタンとランプとを隣接させて配置するようにしていた。このためランプの表示する番号と答の番号との対応関係が直観的に認識し易いようにランプ及び押ボタンをスクリンの横に配置すると、被検者はボタンを押すのに手を伸ばさねばならないと云う不便さがある。逆に被検者が操作し易いように押ボタン及びランプを被検者の手もとに配置すると、ランプとスクリン上の答との対応関係が直観的に認識し難くボタンの押し違いを起し易くなる。本考案はこのような従来の自動問診装置の欠点を除去しようとするものである。

本考案はスクリンに投影される問の答の傍に表示を行ない、この表示に対応する押ボタンを被検者のそばに配置するようにしたものである。以下実施例によつて本考案を説明する。

第1図は本考案の一実施例自動問診装置の全体斜視図で、Tはテーブル、Sは問診内容及びその答を映写するスクリンで、スクリン上に見えてい

る数字は答の番号である。テーブルTの手前に配置された1は押ボタンで上面に1～4の数字が書いてあり、機能的にこの数字とスクリン上の数字とが対応させてある。2はスクリンSの各番号の答の横に配置された表示部で、押ボタン1のうちの一つ例えば4を押すと表示部2のうち上から4番目のものが発光する。発光したとき同時に数字が現われるようにしてもよい。4はカード挿入口で健康診断を受ける者が予め受取つているIDカードをカード挿入口4に挿入すると、テーブルT内のカードリーダによりその記載事項が読取られテープに穿孔記録される。3は操作ボタンで被検者がこれを押すと第1問とその答がスクリンSに映写され、それに答える押ボタン1を押すとテープには問の番号と答の番号とが穿孔される。再び3を押すと次の問と答が映写される。このようにして問診が進行する。

第2図は押ボタン1と表示部2との関係の一例を示す回路図である。5はフリツプフロツプであり表示部2はランプであり、6はランプ点灯用ト

ランジスタである。押ボタン1の一つを押すと対応するフリップフロップ5がセットされ、そのセット出力で対応するトランジスタ6が導通せしめられてランプ2が点灯する。押ボタン3を押すとフリップフロップ5はリセットとなる。フリップフロップ5はクロックパルスが到来することにより新しい入力状態を記憶する。押ボタン1とランプ2とは機械構造的には結合されておらず、電気的にのみ結合されているので、両者は夫々任意の場所に設置できるわけである。

第3図は押ボタン1と表示部2との関係の他の1例を示す側面図である。表示部は光源ランプx，投影レンズg及びスクリンSより成つており、光源ランプxの一つが点灯すると投影レンズgを通してスクリン上でそのランプと対応関係にある番号の答の傍にその光源の像が投影されてスクリンS上でその答の傍に光点が現われる。ランプxと押ボタン1との関係は第2図の例と同じでよい。Lは問診の問及び答を投影するための光源、Fは問及び答が記録されたスライド、Qは投影レンズ、

Mは反射鏡でスライドFの記録がスクリンS上に映写される。

本考案自動問診装置は上述したような構成で答の番号を指定する押ボタンが被検者の手もとにあるから操作が容易で押ボタンを押した結果はスクリン上の対応する問の近くに表示されるので押ボタンの押し違いが防止される。

4. 図面の簡単な説明

第1図は本考案の一実施例自動問診装置の全体斜視図、第2図は押ボタンと表示部との関係の一例を示す回路図、第3図は他の実施例自動問診装置の要部縦断側面図である。

T…テーブル、S…問診事項とその答が映写されるスクリン、1…押ボタン、2…押ボタン1と対応しているスクリン横の表示部、5…表示部2の駆動回路を構成するフリツプフロツプ、6…同じくトランジスタ。

代理人　弁理士　縣　浩介

代理人　弁理士

第3図

代理人　弁理士　県　浩　介

公開実用　昭和50− 7985

5. 添附書類の目録

(1) 明　細　書　　1通

(2) 図　　　面　　1通

(3) 願書副本　　1通

(4) 委　任　状　　1通

6. 上記以外の発明者

住　所　京都市中京区西ノ京桑原町１番地（ナカギヨウクニシノキヨウクワバラチヨウ）

株式会社島津製作所三条工場内

氏　名　徳原康隆（トクハラヤスタカ）

住　所　同　所

氏　名　服部博幸（ハツトリヒロユキ）

住　所　同　所

氏　名　西岡弘之（ニシオカヒロユキ）